

雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

改正の背景

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた者については、現行制度においても、被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及して適用可能
- しかしながら、2年前までしか遡及できないことにより、事業主から雇用保険料を控除されていた期間を全て被保険者であった期間として算定した場合よりも所定給付日数が短くなるケースが発生

改正の内容

- 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間を改善

<現行>

被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及

<改正後>

- ・ 事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及(雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及)

例) 倒産、解雇等による離職の者が6年前の給与明細等で雇用保険料控除の事実が確認できた場合
所定給付日数: 30歳以上45歳未満 90→180日分、45歳以上60歳未満 180→240日分

- ・ 遡及適用の対象となった労働者を雇用していた事業主のうち、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付可能とし、その納付を勧奨する。